

能登地域冬期道路交通確保情報連絡本部 規約

(名 称)

第1条

本会は、能登地域冬期交通確保情報連絡本部(以下「本部会議」という)と称する。

(目 的)

第2条

本部会議は、能登半島を中心とする地域において、冬期の大雪等の異常気象等による主要幹線道路の不通や大規模な車両滞留を回避するため、地域の関係する機関が連携して対応する体制を構築することを目的とする。

(構成員)

第3条 本部の構成員は、次のとおりとする。

- (1) 国土交通省 北陸地方整備局 金沢河川国道事務所
- (2) 国土交通省 北陸地方整備局 能登復興事務所
- (3) 石川県
- (4) 輪島市
- (5) 珠洲市
- (6) 七尾市
- (7) 穴水町
- (8) 能登町
- (9) 志賀町
- (10) 石川県警察本部
- (11) 気象庁金沢地方気象台

(業 務)

第4条 本部会議は、第2条の目的を遂行するため、次の業務を行う。

- (1) 大雪等の異常気象等により主要幹線道路等で除雪障害の発生、交通事故の頻発、大規模な交通渋滞が懸念される場合には、関係各機関による「情報連絡本部」を設置する。
- (2) 「情報連絡本部」では、交通事故・渋滞・交通規制・除雪作業の状況等の情報を一元的に収集・共有する。
- (3) 「情報連絡本部」では、各機関で実施する除雪作業、事故処理作業や迂回経路設定について協議・調整を行う。
- (4) 「情報連絡本部」では収集した情報、除雪等の実施状況、迂回路の情報提供及び出控への要請等を道路利用者や地域住民に対して訴求する。
- (5) 大雪等により関係各機関が「情報連絡本部」への参集が難しい場合、WEB上(WEB会議及び「冬期情報サイト」)で設置し、情報共有及び協議・調整を図る。
- (6) その他第2条の目的を遂行するために必要な事項

(組 織)

第5条 1. 本部会議は、別表-1に掲げる委員を持って構成する。

2. 本部会議の下部組織として、別表-2に掲げる幹事を持って幹事会を構成する。

(本部会議)

- 第6条 1. 本部会議に委員長をおき、北陸地方整備局金沢河川国道事務所長の職にあるものがあたる。委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。
2. 委員長は、本部会議を総括し、委員を招集する。
3. 委員長は、必要に応じ臨時の委員を選出し、本部会議に参加させることができる。

(幹事会)

- 第7条 1. 幹事会に幹事長をおき、北陸地方整備局金沢河川国道事務所副所長の職にあるものがあたる。幹事長に事故あるときは、幹事長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。
2. 幹事長は幹事会を総括し、幹事を招集する。
3. 幹事長は、必要に応じ臨時の幹事を選出し、幹事会に参加させることができる。

(事務局)

- 第8条 1. 本部会議の運営に関わる事務を行う事務局を置く。
2. 事務局は北陸地方整備局金沢河川国道事務所道路管理第一課に置く。

(業務運営)

- 第9条 第4条の業務を遂行するため、各構成員が協力し運営にあたる。

(雑 則)

- 第10条 この規約の変更並びにその他「本部会議」の業務遂行に関して必要な事項は「本部会議」に諮って定める。

附則

本規約は、令和6年11月21日から施行する。

次ページ以降に別表（連携会議の組織）を示す。

(1) 本部会議の組織構成

別表-1 本部会議の組織構成

委員長	国土交通省 北陸地方整備局 金沢河川国道事務所長
委員	国土交通省 北陸地方整備局 能登復興事務所長
	石川県 土木部 道路整備課長
	輪島市 能越道建設推進室長
	珠洲市 環境建設課長
	七尾市 土木課長
	穴水町 地域整備課長
	能登町 建設水道課長
	志賀町 まち整備課長
	石川県警察本部 交通部 交通規制課長
	気象庁 金沢地方气象台 リスクコミュニケーション推進官

(2) 幹事会の組織構成

別表-2 幹事会の組織構成

幹事長	国土交通省 北陸地方整備局 金沢河川国道事務所 副所長
幹事	国土交通省 北陸地方整備局 能登復興事務所 副所長
	石川県 土木部 道路整備課長補佐
	輪島市 建設部 能越道建設推進室
	珠洲市 環境建設課長補佐
	七尾市 土木課長補佐
	穴水町 地域整備課長補佐
	能登町 建設水道課長補佐
	志賀町 まち整備課長補佐
	石川県警察本部 交通部 交通規制課長補佐
	気象庁 金沢地方气象台 防災気象官
	国土交通省 金沢河川国道事務所 道路管理第一課長
	〃 〃 能登国道維持出張所長